

## 自動車ターミナル法

### 1. 案内情報

- 手続名 : トラックターミナルの使用料金の設定、変更の事前届出  
手続根拠 : 自動車ターミナル法第7条第1項  
手続対象者 : 当該使用料金の設定、変更を行おうとする者  
提出時期 : 当該使用料金の実施予定日の30日前  
提出方法 : トラックターミナル使用料金設定(変更)事前届出書を作成し、下記へ提出してください。  
・北海道運輸局自動車部  
・東北運輸局自動車部貨物課  
・新潟運輸局自動車部貨物課  
・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課  
・中部運輸局自動車部貨物運送振興課  
・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課  
・中国運輸局自動車部貨物課  
・四国運輸局自動車部貨物課  
・九州運輸局自動車部貨物運送振興課  
・沖縄総合事務局運輸部
- 手数料 : 無し  
添付書類・部数 : 自動車ターミナル法施行規則第2条第2項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。  
申請書様式 : 無し  
記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先:

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011-290-2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022-299-8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025-244-7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045-211-7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052-961-8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06-6949-6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082-228-3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087-835-6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092-472-2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098-866-0031

受付時間: 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先に同じ。